

令和4年5月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年5月10日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、村上卓也委員、榮恵委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 3 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 4 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 5 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 6 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 7 号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第3号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第3号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第3号の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上島で、農振農用地内の田が1筆、面積については190㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。

今回の解約事由につきましては、公社を通して契約する為となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は下仲間で、農振地域外の畑が1筆、面積については522㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通り、今回の解約事由につきましては、一部転用の為となっております。

解約の申入日等は記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第4号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第4号農地法第3条の規定による届出が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は北甘木及び上六嘉になります。地目については田5筆、畑3筆の合計8筆となっております。合計の面積が10,812㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第5号農地法第5条の規定による届出が3件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は3ページになります。報告第5号の3件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は鯉の農振地域外の田が14筆。合計面積については1,342㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通り

です。転用事由については建売分譲で個人住宅12区画の転用となっております。

4ページに位置図を載せております。

次に、申請番号2番になります。資料は5ページになります。

申請番号2番。所在は北甘木の農振地域外の畑が2筆。合計面積については972㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。

6ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。

続きまして、申請番号3番になります。資料は5ページになります。

所在は上島の農振地域外の畑が1筆。面積については209㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。7ページに位置図を載せております。

いずれも、市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました3件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第6号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は8ページになります。第5条の転用の1件についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。所有権の移転の案件となっております。所在が下仲間農振地域外の畑が3筆です。合計面積が468.73㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由については、個人住宅の申請となっております。9ページに位置図、10ページに平面図を載せております。給水については新設の井戸、生活雑排水については合併浄化槽による処理となっております。雨水については道路側溝を利用する計画となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります松本一幸委員から報告をお願いいたします。

(松本委員) はい。4月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の東側と西側が農地ですが、申請地境界にはブ

ロック塀を新設され、農地からは 2 メートル程離れたの建築予定であることから、日照・通風等の、周辺農地への影響はないと思われま

す。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は 11 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第 1 種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。転用行為の妨げとなる権利者とは合意解約済みである事。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第 7 号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第 7 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が 9 件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は 12 ページからになります。申請番号順にご説明をいたします。

申請番号 1 番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が 4 筆で面積が 4,049㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和 4 年 4 月 6 日から令和 14 年 4 月 5 日となっております。

続きまして、申請番号 2 番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が 1 筆で面積が 1365㎡となっております。貸付人と借受人は記載の

とおりとなっております。利用目的については賃貸借権の新規契約となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年6月1日から令和14年5月31日となっております。

続きまして、13ページになります。申請番号3番になります。所在が上六嘉地区。農振農用地内の田1筆で面積が2,862㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用目的は賃貸借権の新規の設定です。借賃については記載のとおり。期間については令和4年6月1日から令和9年の5月31日となっております。

続きまして、申請番号4番です。所在が上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で576㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りです。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年6月1日から令和9年5月31日までとなっております。

続きまして、14ページになります。申請番号5番になります。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が3筆で面積が3,854㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年6月1日から令和9年の5月31日となっております。

続きまして申請番号6番になります。所在は鯉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,756㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年6月1日から令和14年5月31日までとなっております。

続きまして、15ページになります。申請番号7番になります。所在は下仲間地区。農振地域外の畑が1筆で面積が546㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的は使用貸借権の再設定となっております。期間については令和4年6月1日から令和14年5月31日となっております。

続きまして、16ページになります。農地中間管理権の取得案件になります。申請番号8番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が8筆で合計面積が5,180㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の新規設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年7月1日から令和14年6月30日となっております。

続きまして、17ページになります。申請番号9番になります。所在は井寺

地区と北甘木地区。農振地域外の畑が6筆で合計面積が5,292.49㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の新規設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年7月1日から令和9年6月30日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました9件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で9件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は6月10日の木曜9時からを予定したいと思います。

他になければ、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年5月10日

会長 下 田 司

委員 村 上 卓 也

委員 榮 恵